



令和3年度の国民健康保険税の 税率等改正案について

令和2年10月13日

武蔵野市 健康福祉部 保険年金課



改正内容

令和3年度以降の保険税において、
基礎（医療）分の課税限度額を2万円
介護分の課税限度額を1万円 引上げ、
合計99万円に改定する。

参考（令和2年度）

本市課税限度額 96万円

法定課税限度額 99万円

税率及び課税限度額(案)

※()内は、均等割軽減適用後の額。下記の*参照

	令和元年度 (参考)	令和2年度 (現行条例)	令和3年度 (改正案)
均等割額	44,900円 (13,400円、22,400円)	47,900円 (14,200円、23,900円)	47,900円 (14,200円、23,900円)
基礎(医療)	24,200円(7,260円、12,100円)	25,900円(7,770円、12,950円)	25,900円(7,770円、12,950円)
後期支援	9,000円(2,700円、4,500円)	9,800円(2,940円、4,900円)	9,800円(2,940円、4,900円)
介護納付金	11,700円(3,510円、5,850円)	12,200円(3,660円、6,100円)	12,200円(3,660円、6,100円)
所得割率	8.1%	8.3%	8.3%
基礎(医療)	4.90%	5.00%	5.00%
後期支援	1.75%	1.80%	1.80%
介護納付金	1.45%	1.50%	1.50%
賦課限度額	93万円	96万円	99万円
基礎(医療)	58万円	61万円	63万円
後期支援	19万円	19万円	19万円
介護納付金	16万円	16万円	17万円

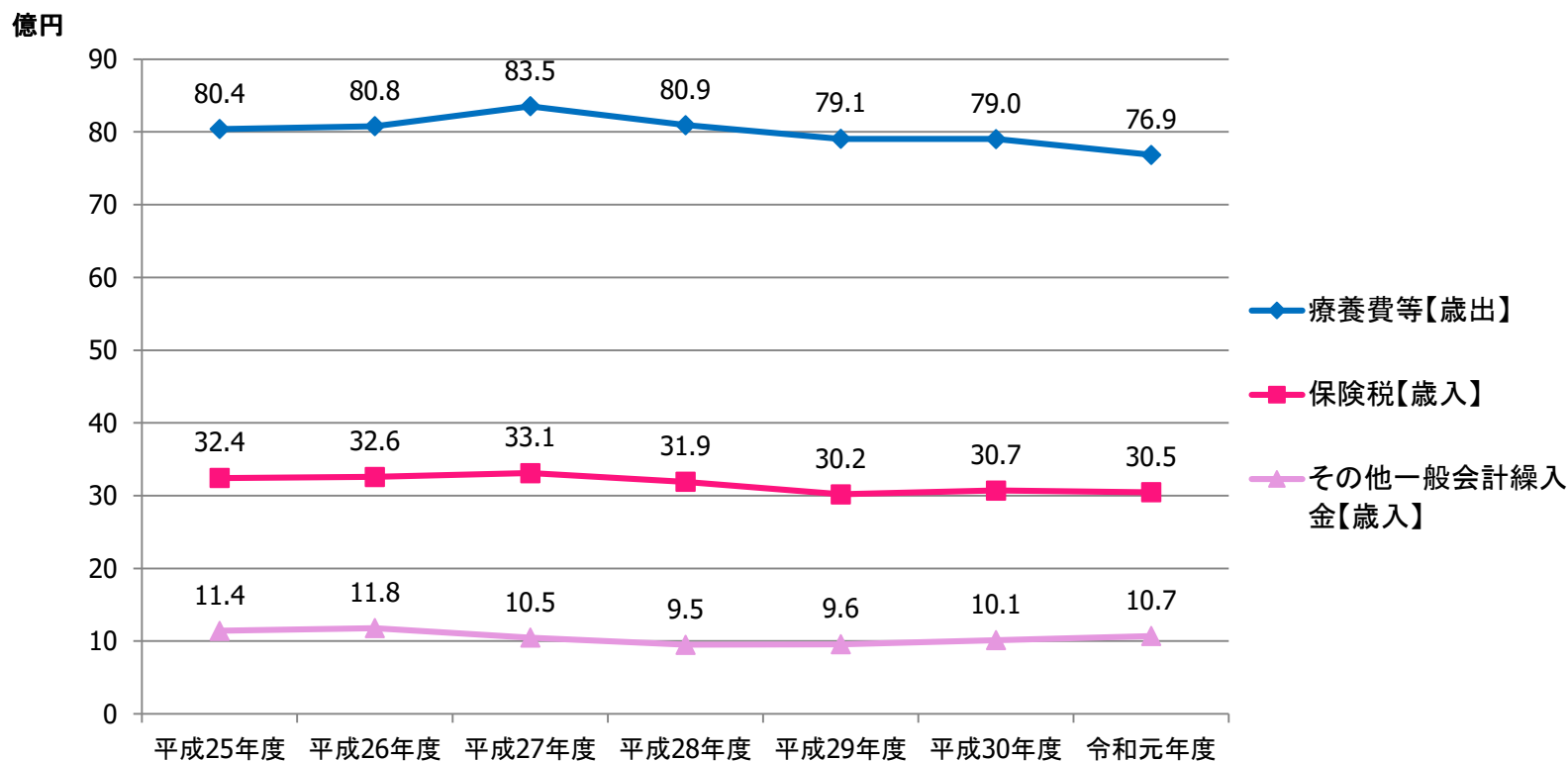
* ()内の前者は7割軽減後、後者は5割軽減後の金額。2割軽減後の金額は割愛



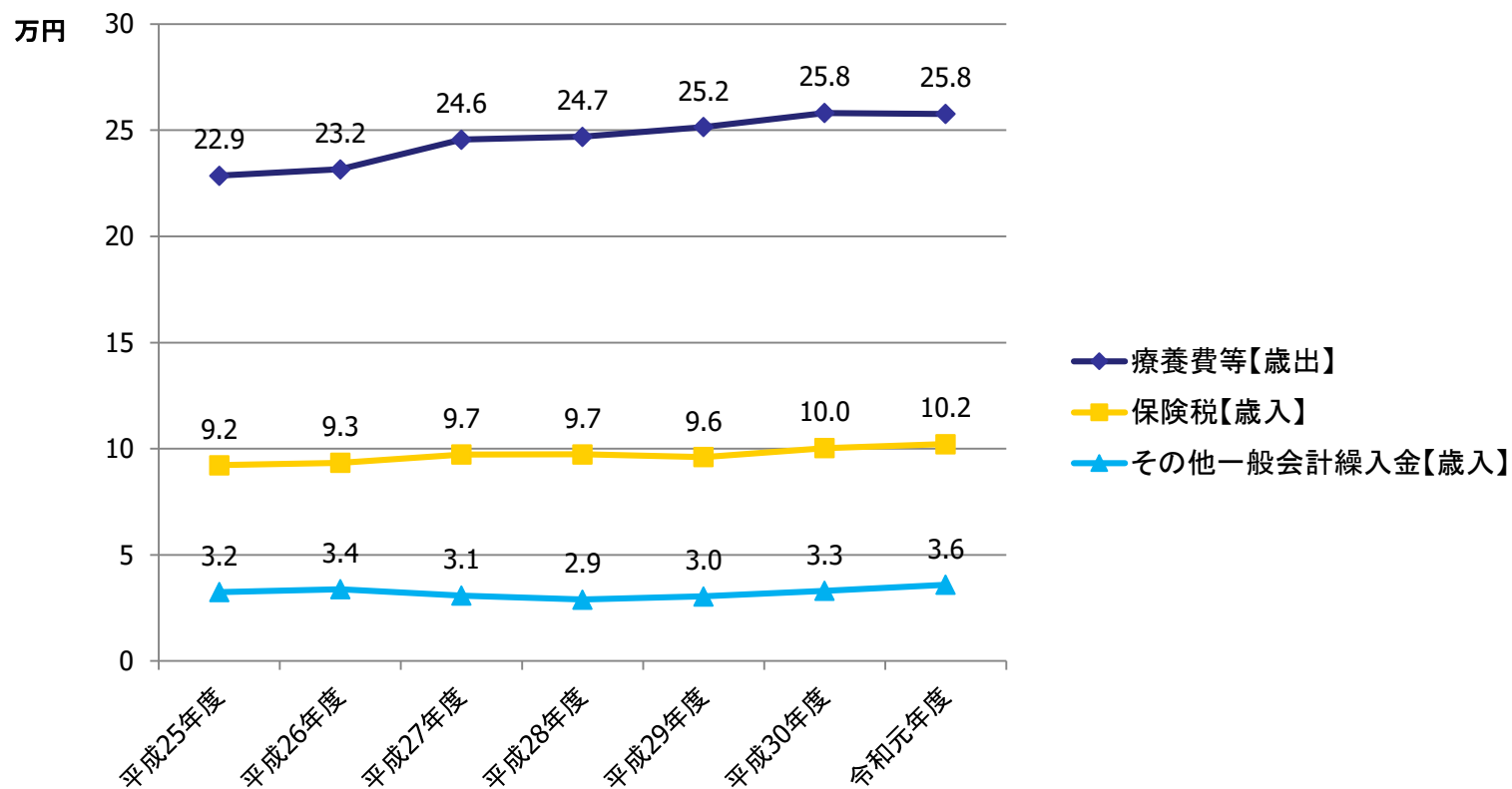
改正の理由

- 被保険者の減少や高齢化の進展等による保険税額の減少及び医療の高度化、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加の影響を踏まえた国民健康保険事業における財政の安定化
(第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画に基づく改正)

国民健康保険事業会計の推移 (決算総額)



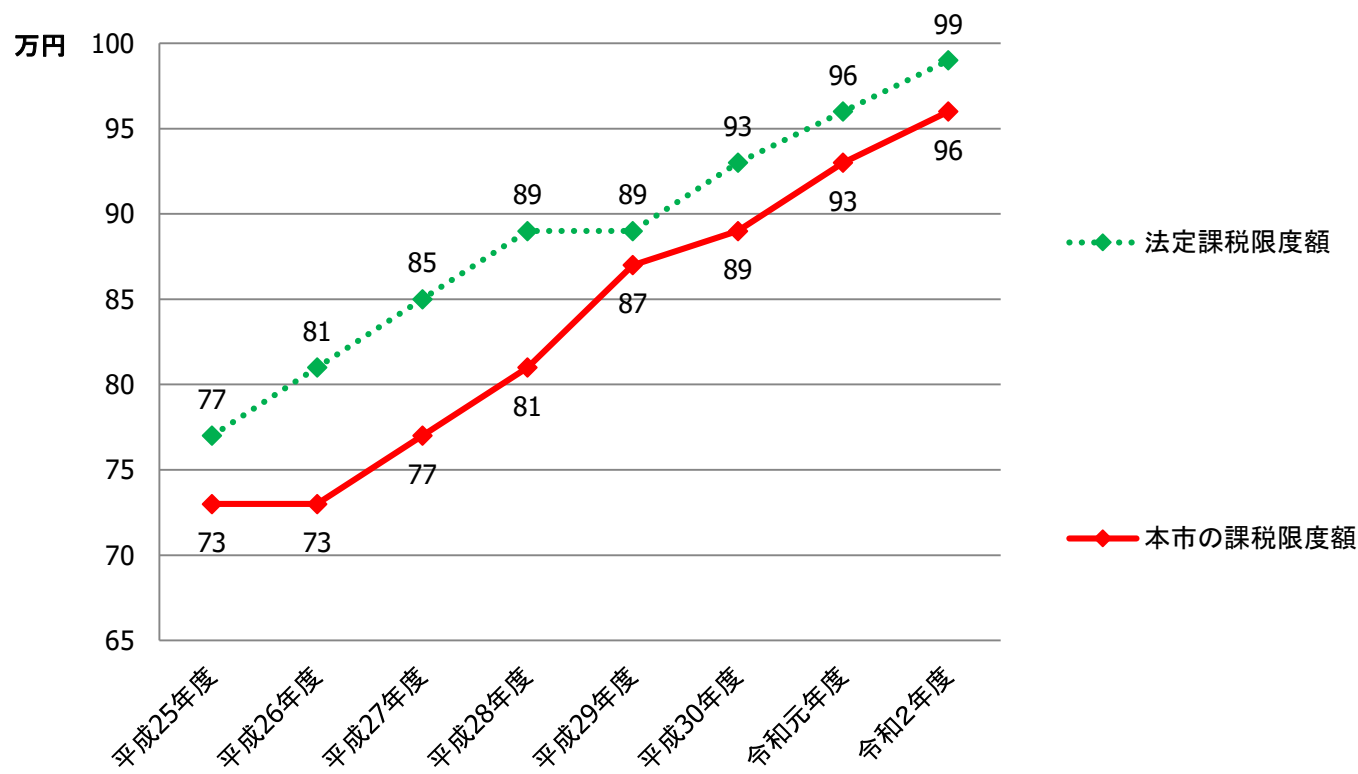
国民健康保険事業会計の推移 (1人当たり決算額)



法定課税限度額の推移 ()は本市の額

年月	合計	(内訳)		
		基礎(医療)	後期支援金	介護納付金
平成25年4月	77万円(73万円)	51万円(50万円)	14万円(13万円)	12万円(10万円)
平成26年4月	81万円(73万円)	51万円(50万円)	16万円(13万円)	14万円(10万円)
平成27年4月	85万円(77万円)	52万円(51万円)	17万円(14万円)	16万円(12万円)
平成28年4月	89万円(81万円)	54万円(51万円)	19万円(16万円)	16万円(14万円)
平成29年4月	89万円(87万円)	54万円(54万円)	19万円(18万円)	16万円(15万円)
平成30年4月	93万円(89万円)	58万円(54万円)	19万円(19万円)	16万円(16万円)
平成31年4月	96万円(93万円)	61万円(58万円)	19万円(19万円)	16万円(16万円)
令和2年4月	99万円(96万円)	63万円(61万円)	19万円(19万円)	17万円(16万円)

課税限度額の推移





令和2年度国民健康保険税(料) 課税限度額の状況

本市と同じ均等割と所得割のみを課している25市

基礎課税分	63万円(17市)
	61万円(7市)
	58万円(1市)

合計額	99万円(17市)
	97万円(1市)
	96万円(6市)
	93万円(1市)

令和2年度国民健康保険税(料)率等の状況

(本市と同じ均等割と所得割のみを課している(2方式)
25市及び特別区)

	基礎(医療) 課税分			後期高齢者支援金等 課税分			介護納付金 課税分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	均等割 (円)	限度額 (万円)
本市	5.00	25,900	61	1.80	9,800	19	1.50	12,200	16
25市 平均	5.47	28,701	62.24	1.86	10,670	19	1.70	12,846	16.72
武蔵野市 を除く 24市平均	5.49	28,818	62.29	1.86	10,706	19	1.71	12,873	16.75
特別区 平均	7.18	39,774	63	2.28	12,778	19	1.83	15,591	17

出所 東京都福祉保健局資料から加工

応益割合（課税総額に占める均等割総額の割合）の推移

* 平成29年度までは法の規定では50%とされている。

単位 %

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
本市	34.5	34.4	32.88	32.46
A市	34.0	34.2	31.06	31.13
B市	37.2	37.4	37.36	37.39
市町村計	42.3	42.2	41.15	41.31
特別区計	40.1	40.6	—	—

※本市及びA市、B市は、平成29年度の応益割合の下位3市（2方式を採用）

出所 東京都福祉保健局資料(H28・29)、都市協調査資料(H30・31)から加工



第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画

- 計画期間 令和2年度～令和9年度
- 目標 平成30年度決算額等から算定する
1人当たり赤字額(39,410円)の50%
(19,705円)を削減する。
- 削減のための施策
 - 歳入の確保(国・都交付金の獲得、収納率の向上
保険税率等の見直し)
 - 歳出の適正化(保険給付、資格管理の適正化
保健事業の充実)



第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画

各年度における削減目標(1人当たり)

単位:円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
削減目標	4,500	400	4,500	400
累計額	—	4,900	9,400	9,800

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
削減目標	4,500	400	4,500	505
累計額	14,300	14,700	19,200	19,705

課税総額の比較

	令和2年度(現行条例)	令和3年度(改正案)
均等割額	47,900円	47,900円
所得割率	8.3%	8.3%
軽減割合	7割、5割、2割	7割、5割、2割
応益割率(医療分・軽減前)	34.50	34.50
課税限度額	960,000円	990,000円
課税総額(軽減後)	3,108,683千円	3,093,175千円
対令和2年度(現行)増減額	—	△15,508千円

※ 課税総額及び応益割率については、令和2年度当初課税データを利用

参考：国保税調定額

	平成29年度決算	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度予算
歳入調定額 (現年分)	3,033,327千円	3,101,464千円	3,052,049千円	2,872,053千円



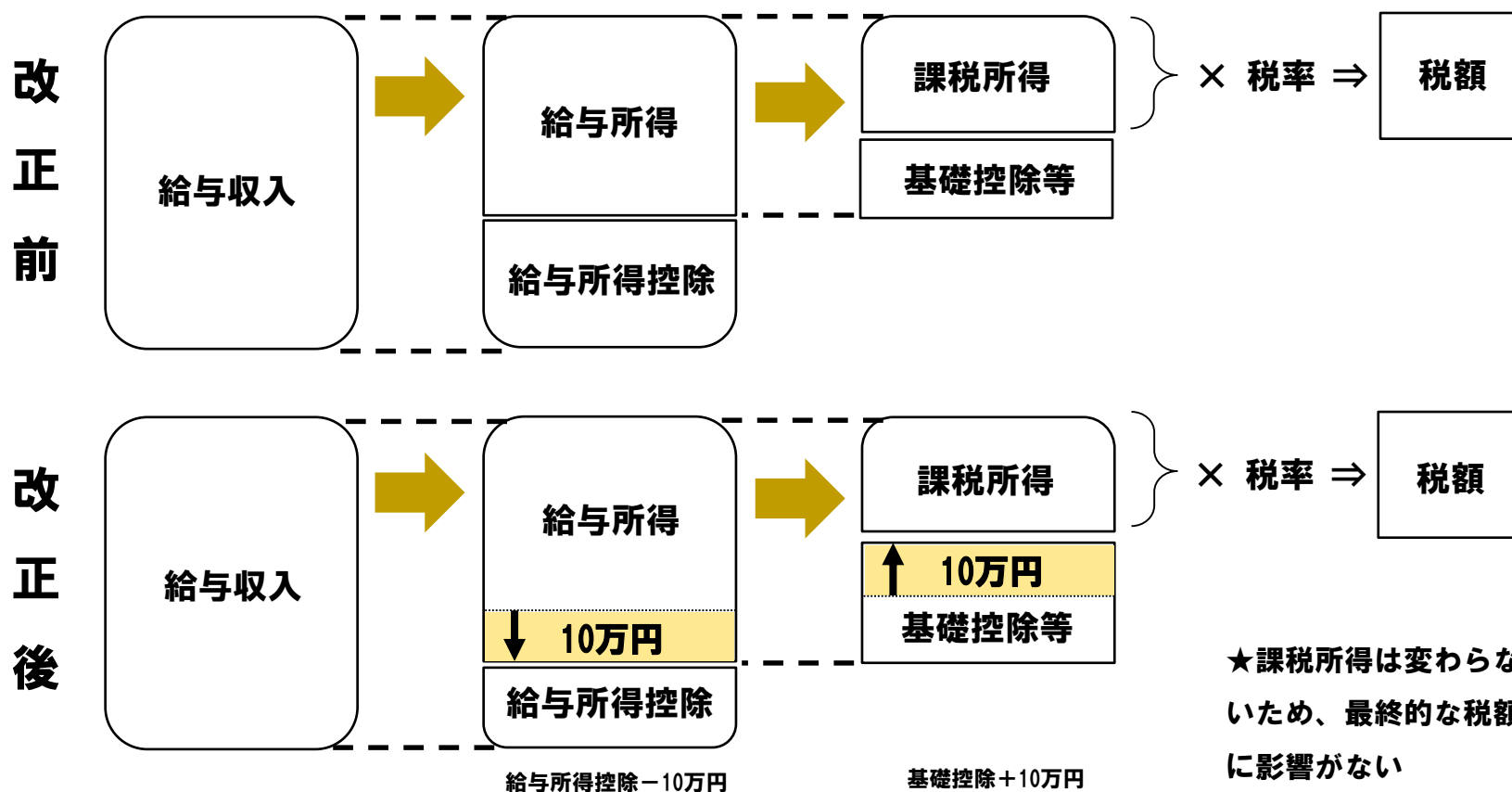
平成30年度税制改正（個人所得課税の見直し）の 影響

【給与・公的年金等控除から基礎控除への振り替え】

働き方の多様化を踏まえ、特定の収入のみに適用される給与所得控除及び公的年金等控除を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げる。

（令和3年度以降の国保税に影響）

平成30年度税制改正（個人所得課税の見直し）の 影響（基礎控除への振り替えイメージ）





平成30年度税制改正（個人所得課税の見直し）の影響

●所得が上がる方

- ・給与収入850万円以上の方（給与所得控除の減額分が大きい）
- ・公的年金収入1000万円以上の方（年金所得控除の減額分が大きい）

●所得が下がる方

- ・給与所得も年金所得もない方（基礎控除が10万円増えるのみ）

平成30年度税制改正（個人所得課税の見直し）の影響

● 軽減判定所得

一定の給与所得者等（※1）が2人以上いる世帯について、軽減に該当しにくくなる影響を防ぐため、見直しを行う。

現行

【現行】 軽減判定所得

7割軽減基準額：基礎控除額(33万円)

5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋28.5万円×(被保険者数(※2))

2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)＋52万円×(被保険者数(※2))

改正後

【改正後】 軽減判定所得

7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)

± 10万円×(給与所得者等の数－1)

5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋28.5万円×(被保険者数(※2))

± 10万円×(給与所得者等の数－1)

2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋52万円×(被保険者数(※2))

± 10万円×(給与所得者等の数－1)

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

（注）5割軽減基準額における28.5万円及び2割軽減基準額における52万円については、「国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」による見直し後の金額

（令和元年12月厚生労働省資料抜粋）



税率改定に伴う所得階層別課税影響額試算 (令和2年度当初課税による)

別紙のとおり



低未利用土地等の適切な利用・管理を促進するための譲渡所得の特別控除

低未利用土地等（注）の譲渡（親族間譲渡は除く。）をした場合には、低未利用土地等の譲渡益から100万円を控除することができることとする。

〔主要要件〕

- ① 譲渡価額がその上にある建物等を含めて500万円以下の譲渡であること
- ② 所有期間が5年を超えること
- ③ その低未利用土地等が都市計画区域内に所在すること
- ④ 低未利用土地等であったこと及び譲渡後の土地の利用等について市区町村の長が確認した書類が確定申告書に添付されていること

（令和3年度以降の国保税に影響）

今後の見通し

単位：千円

			令和元年度	令和2年度	令和3年度
			決算	予算	推計
歳入総額			12,856,099	12,917,873	12,638,299
現行条例	保険税	金額	3,046,885	3,026,579	2,977,188
		歳入総額に占める割合	23.70%	23.43%	23.56%
	その他一般会計繰入金	金額	1,071,698	1,131,350	1,158,253
		歳入総額に占める割合	8.34%	8.76%	9.16%
条例改正後	保険税	金額			2,984,078
		歳入総額に占める割合			23.61%
	その他一般会計繰入金	金額			1,148,286
		歳入総額に占める割合			9.09%

※ 過去3年の決算額の推移及び人口推計から算定。収納率94%の想定。